

「意欲と能力のある林業経営者」の登録・公表に係る質疑応答集

令和元年7月
福岡県農林水産部林業振興課

- Q 1 制度の目的は何ですか。 . . . P 3
- Q 2 意欲と能力のある林業経営者に登録するメリットは何ですか。 . . . P 3
- Q 3 認定事業主、林業経営者登録、育成経営体との違いは何ですか。 . . . P 3
- Q 4 意欲と能力のある林業経営者と認定事業主、林業経営者登録、育成経営体の申請は一括してできませんか。 . . . P 4
- Q 5 申請できる経営者はどのような経営者ですか。 . . . P 4
- Q 6 申請はいつでも出来るのですか。 . . . P 4
- Q 7 登録されない場合がありますか。 . . . P 4
- Q 8 登録の有効期間は、何年ですか。 . . . P 4
- Q 9 素材生産と造林の両方を行っていないと登録できませんか。 . . . P 4
- Q 10 2団体以上での共同での登録は認められますか。 . . . P 5
- Q 11 新たに起業して素材生産業を行いたいと思っておりますが、申請できますか。 . . . P 5
- Q 12 1人でも3年以上の現場従事実績等がある現場作業員がいれば登録できますか。 . . . P 5
- Q 13 有効期限経過後に再度登録する際に、目標達成の可否が再登録の可否に影響しますか。 . . . P 5
- Q 14 一度登録を取り消された場合、再度登録はできますか。 . . . P 5
- Q 15 市町村から推薦があった場合、登録基準は変わりますか。 . . . P 5

Q 1 6 登録・公表されたら、経営管理実施権が設定されるのですか。 . . . P 6

Q 1 7 経営管理実施権の設定を受け、経営管理を実施した際に赤字になった場合、県や市町村が赤字を補填するのですか。 . . . P 6

Q 1 制度の目的は何ですか。

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者自らが経営管理を行うことができない森林を「意欲と能力のある林業経営者」につなぐ森林経営管理制度が平成31年4月から開始されました。

森林経営管理制度において、経営管理実施配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募し、登録・公表することを目的としています。

Q 2 意欲と能力のある林業経営者に登録するメリットは何ですか。

意欲と能力のある林業経営者に登録することで、森林経営管理制度において、経営管理実施配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受ける林業経営者の候補者となることができます。

Q 3 認定事業主、林業経営者登録、育成経営体との違いは何ですか。

認定事業主制度は、雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に進め、森林施業を的確に実施する能力を有するものと都道府県知事が認定する者に対し、各種の支援措置を講じ、その育成・強化を図るものです。

登録公表経営体制度は、林業経営体の登録情報の公表・情報共有により森林所有者、事業発注者等が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体自らが進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的としています。

育成経営体制度は、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体を確保することが重要であることから、このような林業経営体へと育成を図る林業経営体を選定することを目的としています。

これに対し、意欲と能力のある林業経営者制度は、森林経営管理制度において、経営管理実施配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募し、登録・公表するものです。

なお、認定事業主については、認定申請書類の情報の多くが本登録公表経営体制度に活用できることから、登録手続きの簡素化等の措置をとっています。

Q 4 意欲と能力のある林業経営者と認定事業主、林業経営者登録、育成経営体の申請は一括してできませんか。

制度の趣旨が異なるため、一括申請はできません。

認定事業主であり、計画認定申請書の情報と同じである場合は、一部の添付書類の提出を省略することができます。

Q 5 申請できる経営者はどのような経営者ですか。

県内に事業所があり、県内で造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている者です。森林組合、会社、個人経営者等の組織形態は問いません。

Q 6 申請はいつでも出来るのですか。

登録申請の受付は、随時行うこととしています。

基準に適合する場合は、申請があった月の翌々月の1日付けで登録・公表を行います。

Q 7 登録されない場合がありますか。

あります。福岡県「意欲と能力のある林業経営者」の登録・公表要領（令和元年6月28日21林振第734号（以下、「要領」という。））第3条で規定するとおり、別表1に定める基準に適合しない場合及び福岡県暴力団排除条例（平成21年条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団員等のいずれかに該当する場合です。

Q 8 登録の有効期間は何年ですか。

5年です。

ただし、認定事業主が、要領の規定に基づき添付書類を省略して登録申請を行った場合は、認定事業主が作成している改善計画と同期間となります。

Q 9 素材生産と造林の両方を行っていないと登録できませんか。

素材生産又は造林・保育のどちらかで基準を満たしていれば登録ができます。

Q10 2団体以上での共同での登録は認められますか。

共同での登録は認められません。単独で素材生産または造林・保育のどちらかの基準を満たすことが登録の要件となります。

Q11 新たに起業して素材生産業を行いたいと思っておりますが、申請できますか。

できません。

素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であることが登録の要件となります。

Q12 1人でも3年以上の現場従事実績等がある現場作業員がいれば登録できますか。

できます。

1人でも基準に合う方がいれば、基準を満たすと判断します。

Q13 有効期限経過後に再度登録する際に、目標達成の可否が再登録の可否に影響しますか。

しません。

再度登録する際は、改めて、その時点で基準に適合しているかの審査を行います。

Q14 一度登録を取り消された場合、再度登録はできますか。

できます。

再度申請があった時点で、基準に適合していれば登録します。

Q15 市町村から推薦があった場合、登録基準は変わりますか。

変わりません。

市町村から推薦があった場合も、別表1に定める登録基準に適合していることが登録の要件となります。

Q16 登録・公表されたら、経営管理実施権が設定されるのですか。

登録・公表されただけで経営管理実施権が設定されるものではありません。

市町村が森林所有者から森林経営管理権を取得した際に、意欲と能力のある林業経営者に登録・公表された経営者に対し、経営管理実施権の存続期間、経営管理の内容、伐採等に係る経費及び販売収益の見積額等について提案を求め、提案内容を審査し、経営管理実施権を設定する林業経営者を選定し、経営管理実施権が設定されます。

Q17 経営管理実施権の設定を受け、経営管理を実施した際に赤字になった場合、県や市町村が赤字を補填するのですか。

林業経営者は、林業経営が成り立つと判断する森林において経営管理実施権の設定を受け、経営管理を行うこととなります。そのような森林において、林業経営者の責任の下で林業経営が行われることになるため、赤字になった場合は林業経営者が負担することとなり、県や市町村が赤字を補填することは想定していません。